

第6編 河川編

第1章 築堤・護岸

第1節 適用

1. 河川土工は、「特仕」第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工、地盤改良工、「特仕」第3編第2章第7節地盤改良工、仮設工は、「特仕」第3編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。
2. 請負者は、護岸工事等河川内で仮締切りを設置した工事を行う場合には、水位、潮位について、常に注意をし、災害防止に努めなければならない。

第5節 護岸基礎工

特仕1-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

特仕1-5-3 基礎工

請負者は、護岸基礎の基礎杭支持力については、監督職員が指示した場合を除き、測定しなくてもよいものとする。

第6節 矢板護岸工

特仕1-6-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

第7節 法覆護岸工

特仕1-7-1 一般事項

1. 請負者は、コンクリート張の表面を「コテ・ハケ」等により仕上げるものとし、モルタルによる仕上げを行ってはならない。
2. コンクリートのり張の施工目地間隔は、**設計図書**に示す場合を除き2m程度とする。
伸縮目地は、**設計図書**に示す場合を除き10m程度とする。
3. 吸出し防止シートの重ね代は10cm以上とし、**設計図書**に示された場合を除き縫合合わせしなくてもよいものとする。

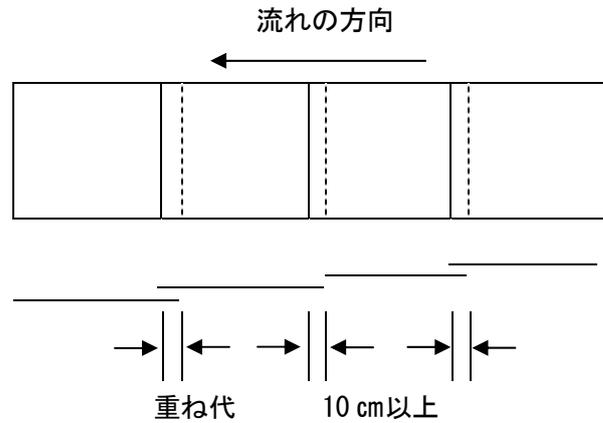


図1-1 吸出し防止シートの重ね代

特仕1-7-2 材料

1. 吸出し防止シートは、表1-1(1)、表1-1(2)の規格値を満足した「河川護岸用吸出し防止シート評価書」(建設大臣認可)を有しているシートとする。
 なお、上記評価書を有していない製品についても「公的機関による性能証明書」を有しているシートについては、使用できるものとする。

表1-1(1) 吸出し防止シートの規格値

項目	規格	性能確認
厚さ	10mm以上	評価書及び公的機関の性能証明書による。
開孔径	0.2mm以下	
引張り強度(設計条件により選択)	0.5, 1.0tf/m以上	
化学的安定性(強度保持率)	70%以上	
耐候性(強度保持率)	70%以上	

注) 引張り強度0.2tf/mは、「化学的安定性及び耐候性」の規格値の規定は行わない。

表1-1(2) 吸出し防止シートの品質及び規格

試験項目	内 容	単 位	規 格 値	試験方法
密 度		g/cm ²	0.10以上	JIS L 3204
圧 縮 率		%	15以下	JIS L 3204
引張強さ		tf/m	0.2, 0.5, 1.0以上	JIS L 3204
伸 び 率		%	50以上	JIS L 3204
耐薬品性	不溶解分	%	90以上	JIS L 3204
透水係数		cm/s	0.01以上	JIS L 3204

注) 引張強さについては、**設計図書**によるものとする。

2. かごマットの構造仕様については、図面及び表1-2によるものとする。

表1-2 かごマットの構造仕様

かごの厚さ		30cm	50cm	
網目	蓋部	6.5cm		
	本体部	7.5cm	10.0cm	
線径	網部	蓋部	φ4.0mm	φ5.0mm
		本体部	φ3.2mm	φ4.0mm
	枠骨	蓋部	φ5.0mm	φ6.0mm
		本体部	φ4.0mm	φ6.0mm
仕切間隔	水平部	2.0m以下		
	法面部	1.5m以下		
	タレ部	1.5m以下		
	側網間隔	2.0m以下		
仕切の取付け角度		法面に直角	法面に直角但し、法勾配が1:2未満の急勾配の場合は鉛直	

3. かごマットの鉄線の品質規格等は表1-3(1)、表1-3(2)に適合するものとする。

また、蓋鋼部においては、粗面鉄線を使用するものとする。

表1-3(1) 線材の品質及び規格

試験場所	試験項目	規 格 値				試験方法	試験頻度
		滑面鉄線	粗 面 鉄 線		被覆鉄線(心線)		
メッキ工場	鉄 線	$3.2 \pm 0.09\text{mm}$ $4.0 \pm 0.10\text{mm}$ $5.0 \pm 0.12\text{mm}$ $6.0 \pm 0.12\text{mm}$	$3.2 \pm 0.09\text{mm}$ $4.0 \pm 0.10\text{mm}$ $5.0 \pm 0.12\text{mm}$ $6.0 \pm 0.12\text{mm}$	$3.2 \pm 0.09\text{mm}$ $4.0 \pm 0.10\text{mm}$ $5.0 \pm 0.12\text{mm}$ $6.0 \pm 0.12\text{mm}$	$2.6 \pm 0.09\text{mm}$ $3.2 \pm 0.10\text{mm}$ $4.0 \pm 0.12\text{mm}$ $5.0 \pm 0.12\text{mm}$	JIS G 3547 準拠	5巻線に1回
	引張強さ	290 N/mm ² 以上	290 N/mm ² 以上	290 N/mm ² 以上	390~880 N/mm ²	JIS G 3547 準拠	5巻線に1回
	ねじり特性	JIS G 3547の4.3	JIS G 3547の4.3	JIS G 3547の4.3	JIS G 3547の4.3	JIS G 3547 準拠	5巻線に1回
	巻付性	線径の1.5倍の円筒に6回以上巻き付け著しい亀裂及び剥離を生じない	線径の1.5倍の円筒に6回以上巻き付け著しい亀裂及び剥離を生じない	線径の1.5倍の円筒に6回以上巻き付け著しい亀裂及び剥離を生じない	線径の1.5倍の円筒に6回以上巻き付け著しい亀裂及び剥離を生じない	JIS G 3547 準拠	5巻線に1回
	メッキ成分	Zn 10%以上 Pb 90%以下	Zn 10%以上 Pb 90%以下	Zn 11%以上 Pb 87%以下 Mg 2%以上	Zn 10%以上 Pb 90%以下	原子吸光分析法またはICP発光分析法	5巻線に1回
	メッキ付着量	300g/m ² 以上	660g/m ² 以上	220g/m ² 以上	300g/m ² 以上	JIS H 0401 準拠	5巻線に1回
	摩擦係数		湿潤・ゴム f=0.7以上	潤・ゴム f=0.7以上			5巻線に1回
公的機関	線 径	$3.2 \pm 0.09\text{mm}$ $4.0 \pm 0.10\text{mm}$ $5.0 \pm 0.12\text{mm}$ $6.0 \pm 0.12\text{mm}$	$3.2 \pm 0.09\text{mm}$ $4.0 \pm 0.10\text{mm}$ $5.0 \pm 0.12\text{mm}$ $6.0 \pm 0.12\text{mm}$	$3.2 \pm 0.09\text{mm}$ $4.0 \pm 0.10\text{mm}$ $5.0 \pm 0.12\text{mm}$ $6.0 \pm 0.12\text{mm}$	$2.6 \pm 0.09\text{mm}$ $3.2 \pm 0.10\text{mm}$ $4.0 \pm 0.12\text{mm}$ $5.0 \pm 0.12\text{mm}$	JIS G 3547 準拠	200巻線に1回
	引張強さ	290 N/mm ² 以上	290 N/mm ² 以上	290 N/mm ² 以上	390~880 N/mm ²	JIS G 3547 準拠	200巻線に1回
	メッキ成分	Zn 10%以上 Pb 90%以下	Zn 10%以上 Pb 90%以下	Zn 11%以上 Pb 87%以下 Mg 2%以上	Zn 10%以上 Pb 90%以下	原子吸光分析法またはICP発光分析法	200巻線に1回
	メッキ付着量	300g/m ² 以上	660g/m ² 以上	220g/m ² 以上	300g/m ² 以上	JIS H 0401 準拠	200巻線に1回

(1巻とは、メッキ工場における製造単位をいい約1tとする)

表1-3 (2) 合成樹脂被覆（ポリエチレン系樹脂被覆）の品質及び規格

項目 試験場所	試験項目	規格値	試験方法	試験の頻度
被覆工場	線径（外径）	3.2±0.12mm 4.0±0.12mm 5.0±0.14mm 6.0±0.14mm	JIS G 3543準	10巻線に1回
	最小被膜厚さ	3.2・0.20mm 4.0・0.27mm 5.0・0.34mm 6.0・0.34mm	JIS G 3543準	10巻線に1回
	接着強さ	容易に剥離しないこと	被覆線から被覆材を心線に達するまで両面を削り取り被覆線に対して90°Cの角度で引き剥がす	10巻線に1回
	巻付性	線径の1.5倍の円筒に6回以上巻き付け著しい亀裂及び剥離を生じない	JIS G 3547準	10巻線に1回
	耐候性	WS形 3,000時間	JIS G 3543準	設計時 初期
	耐塩水性（塩水噴霧）	1,000時間以上（亀裂が入らない）	JIS Z 3271準	1年に1回
公的機関	線径	3.2±0.12mm 4.0±0.12mm 5.0±0.14mm 6.0±0.14mm 6.0±0.14mm	JIS G 3543準	400巻線に1回
	最小被膜厚さ	3.2・0.20mm 4.0・0.27mm 5.0・0.34mm 6.0・0.34mm	JIS G 3543準	400巻線に1回
	接着強さ	容易に剥離しないこと	被覆線から被覆材を心線に達するまで両面を削り取り被覆線に対して90°Cの角度で引き剥がす	400巻線に1回
	巻付性	線径の1.5倍の円筒に6回以上巻き付け著しい亀裂及び剥離を生じない	JIS Z 3547準	400巻線に1回
	被覆材の材質	ポリエチレン系樹脂	JIS G 0117準	200巻線に1回

（1巻線とは、被覆工事における製造単位をいい約500kgとする）

注）被覆鉄線の製造法としては「押出成形法」とし、JIS G 3543の規定を準用する。

4. 請負者は、かごマットの製品について、底網、蓋網、側網及び仕切網毎に、網線に使用した線材のめっき工場名及びめっき線製造年月日を記載した表示標を付けないといけない。
5. 請負者は、かごマットは、側網、仕切網をあらかじめ工場底網に結束しなければならない。ただし、特殊部でこれにより難しい場合は**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。
6. 請負者は、かごマットの線材は、現地において、施工面積 2,000 m²毎に監督職員が**指示**する荷札表示された線材について、工場での品質試験結果を**提出**するものとする。
さらに、現地に納入される製品の荷札番号に近い線材の公的機関における成績証明書を**提出**するものとする。
7. 請負者は、枠線、骨線、コイル線について、工事単位毎に私的、公的機関における品質試験結果を**提出**するものとする。
8. 請負者は、生産表示と品質試験内容について、別途立ち入り等による検査を行う場合があるため、監督職員に協力しなければならない。

特仕 1-7-3 コンクリートブロック工

コンクリートブロックの連結鉄筋継手は、「特仕」第3編特仕2-5-3コンクリートブロック工の規定によるものとする。

特仕 1-7-7 石積（張）工

1. 請負者は、石積（張）工の石の張り立てにあたり、河川の流水及び背面からの影響等により抜けてないように行わなければならない。
2. 請負者は、石積（張）工の練積みまたは練張りにおける伸縮目地、水抜き孔の施工にあたり、施工位置については**設計図書**に従って施工しなければならない。なお、これによりがたい場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。

特仕 1-7-8 法枠工

法枠工の施工については、「特仕」第3編特仕2-14-4法枠工の規定によるものとする。

特仕 1-7-9 多自然型護岸工

多自然型護岸工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-26多自然型護岸工の規定によるものとする。

特仕 1-7-10 吹付工

吹付工の施工については、「特仕」第3編特仕2-14-3吹付工の規定によるものとする。

特仕1-7-11 植生工

植生工の施工については、「特仕」第3編特仕2-14-2植生工の規定によるものとする。

特仕1-7-12 覆土工

覆土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

第8節 擁壁護岸工

特仕1-8-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

第9節 根固め工

特仕1-9-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

特仕1-9-3 根固めブロック工

根固めブロック工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-17根固めブロック工の規定によるものとする。

特仕1-9-4 間詰工

1. 間詰コンクリートの施工については、「特仕」第1編第3章無筋、鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

第10節 水制工

特仕1-10-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

特仕1-10-6 元付工

元付工の施工については、「特仕」第1編第3章無筋、鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

第11節 付帯道路工

特仕1-11-5 アスファルト舗装工

アスファルト舗装工の施工については、「特仕」第3編特仕2-6-7 アスファルト舗装工の規定によるものとする。

特仕1-11-6 コンクリート舗装工

コンクリート舗装工の施工については、「特仕」第3編特仕2-6-12 コンクリート舗装工の規定によるものとする。

特仕1-11-7 薄層カラー舗装工

薄層カラー舗装工の施工については、「特仕」第3編特仕2-6-13 薄層カラー舗装工の規定によるものとする。

特仕1-11-11 縁石工

縁石工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-5 縁石工の規定によるものとする。

特仕1-11-12 区画線工

区画線工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-9 区画線工の規定によるものとする。

第12節 付帯道路施設工

特仕1-12-2 境界工

1. 請負者は、用地境界杭及び鉋について、工事施工に伴い移設が生じた場合は工事開始に先立ち用地図をもとに、関係者の立会等により適切な控杭を設けなければならない。
2. 請負者は、工事終了後に用地図及び関係者の立会等により、用地境界杭及び鉋を復元又は設置しなければならない。
3. 請負者は、境界杭が約30cm地上に出るよう設置しなければならない。なお、市街部等で境界杭を地上に出ることが危険である場合には、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。
4. 請負者は、境界杭の杭頭部にペイントを塗布するものとし、ペイントは合成樹脂調合ペイントとする。なお、ペイント色は表1-5の通りとする。

表1-5 境界杭

種類	塗装	摘要
道路用	赤	頭部 10cm
河川用	黄	" 3cm

5. 請負者は、境界杭をコンクリート構造物上に設置する場合は、コンクリート構造物に面取りすることなく、確実に境界位置に堅固に設置しなければならない。

第13節 光ケーブル配管工

特仕1-13-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。

第2章 浚渫（河川）

第1節 適用

1. 仮設工は、「特仕」第3編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。

第3章 樋門・樋管

第1節 適用

1. 河川土工は、「特仕」第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工、仮設工は、「特仕」第3編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。
2. 請負者は、護岸工事等河川内で仮締切りを設置する工事を行う場合には、水位、潮位について、常に監視しなければならない。

第5節 樋門・樋管本体工

特仕3-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3 作業土工の規定による

ものとする。

特仕3-5-3 既製杭工

既製杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-4既製杭工の規定によるものとする。

特仕3-5-4 場所打杭工

場所打杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-5場所打杭工の規定によるものとする。

第6節 護床工

特仕3-6-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

特仕3-6-3 根固めブロック工

根固めブロック工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-17根固めブロック工の規定によるものとする。

特仕3-6-4 間詰工

間詰コンクリートの施工については、「特仕」第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

第7節 水路工

特仕3-7-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

第8節 付属物設置工

特仕3-8-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

特仕3-8-4 境界工

境界工の施工については、「特仕」第6編特仕1-12-2境界工の規定によるものとする。

特仕3-8-5 銘板工

1. 表示板の材質は黒御影石とする。
2. 表示板の大きさは縦 200 mm×横 600～800 mm（字数による）、板厚 30 mm、字深 10 mmとする。
3. 銘板については、第1編特仕3-3-1一般事項の規定によるものとする。
4. 銘板及び表示板の取付け場所は、次のとおりとする。

(1) 樋門

階段設置側の門柱外面とし、高さは図3-1のとおりとする。

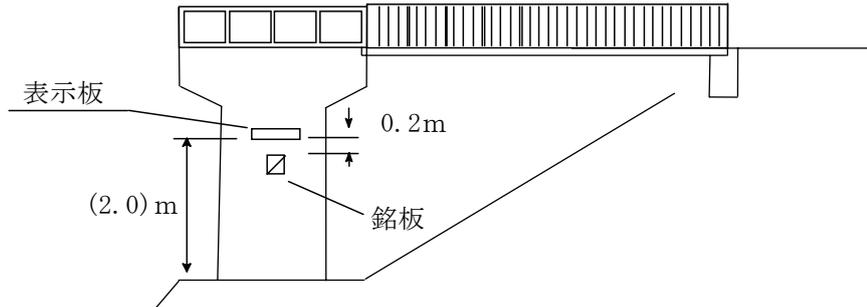


図3-1 樋門の銘板及び表示板の取付け場

(2) 排水機場

排水機场上屋玄関の右又は左側の壁とし、高さは図3-2のとおりとする。吐出樋管、調圧水槽等には設けてはならない。

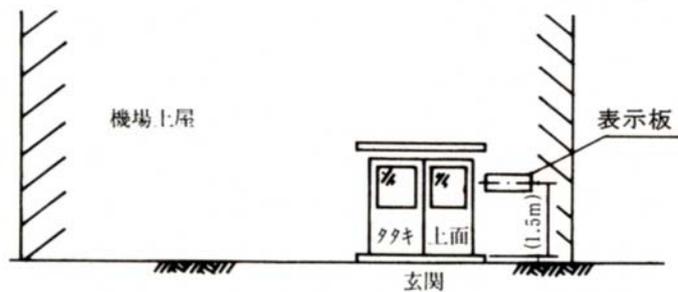


図3-2 排水機場の銘板及び表示板の取付け場所

5. 表示板の記載事項は図3-3のとおりとする。



(1) 表示板

図3-3 記載事項

第4章 水門

第1節 適用

工場製品輸送工、河川土工、仮設工は、「特仕」第3編第2章第8節工場製品輸送工、「特仕」第1編第2章第3節河川土工、海岸土工、砂防土工及び「特仕」第3編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。

第6節 水門本体工

特仕4-6-3 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

特仕4-6-4 既製杭工

既製杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-4既製杭工の規定によるものとする。

特仕4-6-5 場所打杭工

場所打杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-5場所打杭工の規定によるものとする。

第7節 護床工

特仕4-7-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

第8節 付属物設置工

特仕4-8-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

特仕4-8-4 境界工

境界工の施工については、「特仕」第6編特仕1-12-2境界工の規定によるものとする。

第5章 堰

第1節 適 用

1. 工場製品輸送工、河川土工、仮設工は、「特仕」第3編第2章第8節工場製品輸送工、「特仕」第1編第2章第3節河川土工、海岸土工、砂防土工及び「特仕」第3編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。
2. 請負者は、護岸工事等河川内で仮締切りを設置する工事を行う場合には、水位、潮位について、常に監視しなければならない。

第6節 可動堰本体工

特仕5-6-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

特仕5-6-3 既製杭工

既製杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-4既製杭工の規定によるものとする。

特仕5-6-4 場所打杭工

場所打杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-5場所打杭工の規定によるものとする。

第7節 固定堰本体工

特仕5-7-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

特仕5-7-3 既製杭工

既製杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-4既製杭工の規定によるものとする。

特仕5-7-4 場所打杭工

場所打杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-5場所打杭工の規定によるものとする。

第8節 魚道工

特仕5-8-2 作業土工（床掘り、埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

第20節 付属物設置工

特仕5-20-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

特仕5-20-4 境界工

境界工の施工については、「特仕」第6編特仕1-12-2境界工の規定によるものとする。

特仕5-20-5 銘板工

銘板工の施工については、「特仕」第1編特仕3-3-1一般事項の規定によるものとする。

第6章 排水機場

第1節 適用

1. 河川土工、仮設工は、「特仕」第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工、「特仕」第3編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。
2. 請負者は、護岸工事等河川内で仮締切りを設置する工事を行う場合には、水位、潮位について、常に監視しなければならない。

第4節 機場本體工

特仕6-4-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

特仕6-4-3 既製杭工

既製杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-4既製杭工の規定によるものとする。

特仕6-4-4 場所打杭工

場所打杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-5場所打杭工の規定によるものとする。

第5節 沈砂池工

特仕6-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

特仕6-5-3 既製杭工

既製杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-4既製杭工の規定によるものとする。

特仕6-5-4 場所打杭工

場所打杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-5場所打杭工の規定によるものとする。

第6節 吐出水槽工

特仕6-6-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

特仕6-6-3 既製杭工

既製杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-4既製杭工の規定によるものとする。

特仕6-6-4 場所打杭工

場所打杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-5場所打杭工の規定によるものとする。

第7章 床止め・床固め

第1節 適用

1. 河川土工、仮設工は、「特仕」第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工、「特仕」第3編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。
2. 請負者は、護岸工事等河川内で仮締切りを設置する工事を行う場合には、水位、潮

位について、常に監視しなければならない。

第4節 床止め工

特仕7-4-2 材 料

床止め工の材料については、「特仕」第6編特仕1-7-2材料の規定によるものとする。

特仕7-4-3 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

特仕7-4-4 既製杭工

既製杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-4既製杭工の規定によるものとする。

特仕7-4-6 本土工

請負者は、本土工の施工について、「特仕」第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

特仕7-4-8 水叩工

請負者は、水叩工の施工について、「特仕」第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

第5節 床固め工

特仕7-5-2 材 料

床固め工の材料については、「特仕」第6編特仕1-7-2材料の規定によるものとする。

特仕7-5-3 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

特仕7-5-4 本堤工

請負者は、本堤工の施工について、「特仕」第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

特仕7-5-5 垂直壁工

請負者は、垂直壁工の施工について、「特仕」第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

特仕7-5-6 側壁工

請負者は、側壁工の施工について、「特仕」第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

第6節 山留擁壁工

特仕7-6-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

特仕7-6-3 コンクリート擁壁工

請負者は、コンクリート擁壁工の施工について、「特仕」第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

第8章 河川維持

第1節 適用

1. 請負者は、護岸工事等河川内で仮締切りを設置する工事を行う場合には、水位、潮位について、常に監視しなければならない。

第4節 除草工

特仕8-4-2 堤防除草工

1. 請負者は、**設計図書**に明示していない場合には、川表は堤防のり先から川裏は官民境界までとしなければならない。
2. 請負者が道路管理者と契約した区間については、監督職員に**報告**し、同時施工できるものとする。

第7節 路面補修工

特仕8-7-2 材料

管理用通路補修工で使用する材料については、「特仕」第3編特仕2-6-3アスファルト舗装の材料、特仕2-6-4コンクリート舗装の材料の規定によるものとする。

第9節 付属物設置工

特仕8-9-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

特仕8-9-4 境界工

境界工の施工については、「特仕」第6編特仕1-12-2境界工の規定によるものとする。

第10節 光ケーブル配管工

特仕8-10-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

第12節 植栽維持工

特仕8-12-3 樹木・芝生管理工

樹木・芝生管理工の施工については、「特仕」第3編特仕2-17-3樹木・芝生管理工の規定によるものとする。

第9章 河川修繕

第1節 適用

1. 河川土工、仮設工は「特仕」第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工、「特仕」第3編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。
2. 請負者は、護岸工事等河川内で仮締切りを設置する工事を行う場合には、水位、潮位について、常に監視しなければならない。

第4節 腹付工

特仕9-4-1 覆土工

覆土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

特仕9-4-3 植生工

植生工の施工については、「特仕」第3編特仕2-14-2植生工の規定によるものとする。

第5節 側帯工

特仕9-5-3 植生工

植生工の施工については、「特仕」第3編特仕2-14-2植生工の規定によるものとする。

第6節 堤脚保護工

特仕9-6-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

第7節 管理用通路工

特仕9-7-3 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

特仕9-7-6 オーバーレイ工

1. 舗設

請負者は、施工面を整備した後、「特仕」第3編第2章第6節一般舗装工のうち該当する項目の規定に従って各層の舗設を行わなければならない。